

電気推進装置の定期的検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編
高速船規則

改正事項

電気推進装置の定期的検査に関する事項

改正理由

近年、IMO 及び IACS では、関連業界の要望を受け自動化船に対する国際的な要件の策定に向けた取組みが進められている。

また、関連業界においては、自動化船の実現に向け電気推進装置の有する優れた操船性、摺動部や振動の少ない構造による省メンテナンス化等の利点の有効利用が検討されており、今後、電気推進装置の採用拡大が期待されている。

本会規則においては、IEC 60092-501 (2013) を参考に電気推進船の安全要件を設けているが、電気推進船の定期的検査に関する要件についてはディーゼル推進船に倣って実施する規定としているため、電気推進装置の取扱いに不明確な部分があった。

このため、定期的検査における電気推進装置の取扱いを明確にすべく、関連規定を改めた。

改正内容

電気推進装置の定期的検査に関する要件を定めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 1.1.10, 1.3.1, 3.3.1, 表 B3.7, 表 B4.5, 5.3.1, 表 B5.25
高速船規則 2 編 1.1.5, 3.6.1, 3.6.2, 3.7.1, 3.8.1